

# さめき水田営農だより

平成24年度

## 「農業者戸別所得補償制度」が概算決定されました!

去る平成23年12月24日に、国の平成24年度予算の概算が決定されました。  
平成24年度は制度の本格実施2年目となり、今年度と同様の制度設計で、単価も同一とする予定であることが分かりました。

なお、本制度の中で実施される「産地資金」については、今後、県段階、地域段階で助成対象作物や交付単価などが設定される予定です。



各地域農業再生協議会は、協議会を構成する市町やJAなどの関係機関で連携し、農業者の皆さんが本制度に加入するための手続きの支援や作物作付農地の現地確認などを実施します。

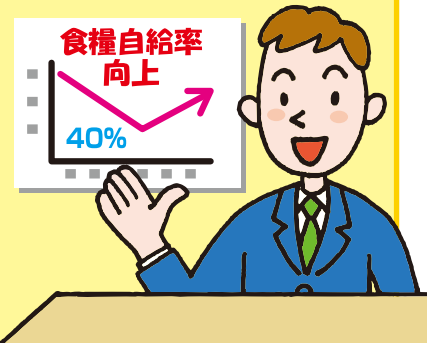


農業者戸別所得補償制度は、「販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する。」ことを目的としていますので、「対象作物を生産し、販売している農業者や集落営農」が加入できます。

### 本県における平成22年度戸別所得補償モデル対策の実績

項目	水稻共済加入面積(主食用)①	米戸別所得補償モデル事業交付対象面積(10a控除前)②	②/①(%)
平成22年度戸別所得補償の面積カバー率	14,875ha	14,170ha	95.3%

項目	米モデル事業支払額	水田利活用事業支払額	合計	参考)平成21年度産地確立交付金等
平成22年度戸別所得補償の支払額	35.1億円	7.5億円	42.7億円	8.1億円



昨年実施されたモデル対策の実績は、

- ①水稻共済面積の加入面積から、販売農家や集落営農のほとんどが加入した見込み。
- ②本対策の支払額は、従来対策に比べ、約5倍の交付実績となっています。

平成24年度においても本制度の活用により、農業経営の安定を図りましょう。

# 農業者戸別所得補償制度の概要（概算決定時点）

この資料にある交付金やその単価等は、政府が概算決定したものです。今後、国会等において審議がされた後に、正式に決定されます。

## ① 米の所得補償交付金

➡（本P下段参照）

## ② 米価変動補てん交付金

➡（本P下段参照）

## ③ 畑作物の所得補償交付金

➡（3P上段参照）

数量払

営農継続支払

収穫物の品質や収量に応じて「数量払」が交付されます。前年に交付実績がある場合は、数量払の内数として、「営農継続支払」が早めに交付されます。

## ④ 水田活用の所得補償交付金

➡（3P下段参照）

麦、大豆、飼料用米等

（基幹作）

戦略作物助成

（二毛作）

二毛作助成

耕畜連携の取組み

耕畜連携助成

麦、大豆、主要園芸品目等

産地資金

麦・大豆・飼料用米などの食料自給率向上のための戦略作物に対して交付されます。

飼料用米のわら利用などに対して交付されます。

麦、大豆等の戦略作物の生産性向上や政府備蓄米、地域振興作物等の生産を支援します。対象作物は県等で検討しています。

## ⑤ 加算措置

➡（4P上段参照）

規模拡大加算

再生利用加算

集落営農の法人化支援

経営規模の拡大や耕作放棄地を畑として再生させた場合や、任意組織である集落営農を法人化した場合に交付されます。

これらは、通常の申請以外に別途の申請が必要です。

## ① 米の所得補償交付金、米価変動補てん交付金

生産数量目標を守った農家に対し、主食用水稲の作付面積に応じて、

「米の所得補償交付金」が1万5千円/10aが交付されます。

さらに、24年産米の全国平均販売価格が標準販売価格を下回った場合には、

「米価変動補てん交付金」も価格の下落に応じて交付されます。



## ② 畑作物の所得補償交付金

### ● 数量払

食料自給率向上のための戦略作物について、水田または畑で生産された23年産の生産物の品質や収穫量に応じて交付されます（麦類は、現在、生育中のものが対象になります）。

(円/60kg)

	検査等級	ランク区分			
		A	B	C	D
小麦	1等	6,450	5,950	5,800	5,740
	2等	5,290	4,790	4,640	4,580
はだか麦	1等	7,890	7,390	7,240	7,175
	2等	6,320	5,820	5,670	5,590

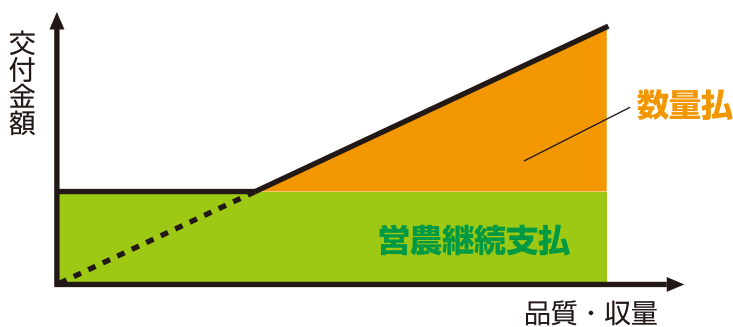
麦類のほか、大豆、そば、なたね（油糧用）にも、品質と収穫量に応じて交付されます。



### ● 営農継続支払

前年産の生産面積に基づいて2万円/10aが交付されます。

注) 前年産の生産面積は、前年産の生産量を実単収（県平均）で除して算定されます。



### 営農継続支払は、数量払の内数です。

22年産の生産面積に応じて営農継続支払が交付されたのち、23年産の品質や収穫量が確定して数量払が交付されますが、数量払の算定時に、交付済みの営農継続支払の額が差し引かれます。

したがって、不可避の理由で品質や収穫量が著しく低下した場合でも、営農継続支払の交付金が支払われる仕組みになっています。

## ③ 水田活用の所得補償交付金

### ● 戦略作物助成、二毛作助成

(10aあたり)

	戦略作物助成	二毛作助成
麦、大豆、飼料作物	3万5千円	1万5千円
飼料用米、WCS用稲、米粉用米	8万円	
そば、なたね（油糧用）、加工用米	2万円	



### ● 耕畜連携助成

飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組みに対し、1万3千円/10aが交付されます。

### ● 産地資金

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米生産の取組等を支援することができる仕組みとなっています。

現在、県などが、対象品目や交付単価について検討しています。

※3月頃に改めて、資金の用途について周知する予定です。

## 4 各種加算措置

### ● 規模拡大加算

農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連担化)するため、新たに利用権設定(設定期間6年以上)をした面積に対し、2万円/10aが交付されます。

**<面的集積要件の見直し>** ← 23年度からの変更点

人・農地マスタープラン(地域農業マスタープラン。5, 6ページを参照)において地域の中心となる経営体への農地集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権設定がされれば、規模拡大加算の面的要件を満たすこととなります。

### ● 再生利用加算

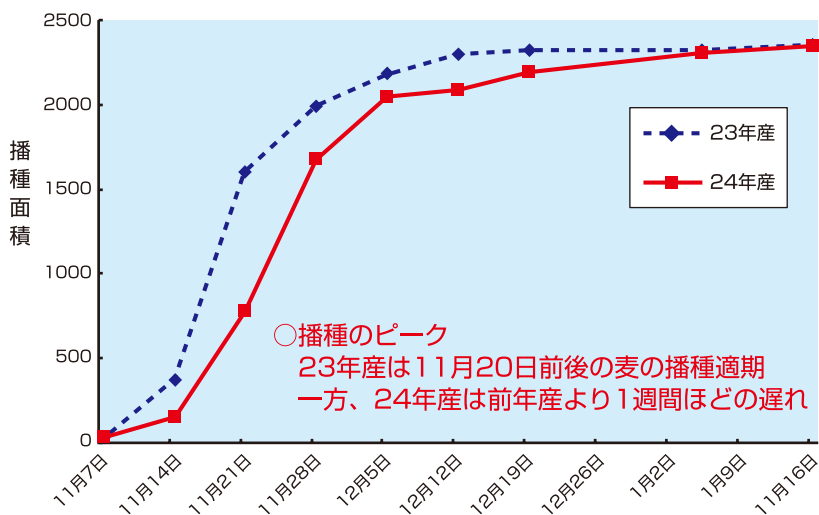
耕作放棄地再生利用計画に従って解消する畑の耕作放棄地に、麦・大豆等の戦略作物を生産する場合、平地・条件不利地の条件に応じて2万円~3万円/10aが**最長で5年間**交付されます。

### ● 集落営農の法人化支援

集落営農(任意組織)が平成24年4月1日以降に法人登記した場合、1法人当たり定額40万円が交付されます。

## 麦の播種時期と生育に応じた追肥施用を!

### 平成24年産麦の播種状況(23年産との比較)



(出典：平成24年産麦の生育状況等調査より)

- 平成24年産麦は、11月中旬のまとまった降雨の影響で、23年産より全体的に播種が遅れます。
- 一方、12月中旬以降は乾燥傾向で、気温もやや低い状況で経過しています。
- このため、生育は全般に遅れており、麦の生育に応じた管理に努めましょう。



### ○播種時期と生育に応じた追肥施用

- ・肥料の効果が収穫時期まで残ると、収穫時期が遅れたり倒伏を招く可能性があります。さらに「はだか麦」、「小麦」とも品質が低下することが考えられます。
  - ・このため、播種時期(生育状況)と、気象状況を踏まえた追肥施用に努めましょう。
- ~追肥時期及び施肥量の目安は「麦の栽培しおり」などを参考にして下さい~

今後は、「所得補償交付金の数量払」の仕組みを踏まえ、収量・品質の向上を!

# 「人・農地プラン」は、人と農地の問題を解決するための「未来設計図」です。

平成24年度から実施される様々なメリット措置を受けるため、「人・農地プラン」を作りましょう。

## 人・農地プランとは？

集落・地域が抱える

「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いによって



- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 中心となる経営体へどうやって農地を集めるのか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）



などを決めていただきます。



## 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。

- 新規就農者が新たに出てきたとき
- 集落営農・法人を立ち上げ、地域の中心となる経営体となるとき
- 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、随時、見直せば、メリットを受けることができます。

# 「人・農地プラン」に位置づけられると、 様々なメリットがあります。

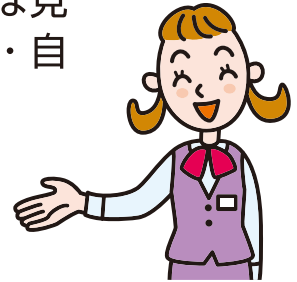


## 青年就農給付金（経営開始型）

～青年就農者の定着支援～

人・農地プランに位置づけられた（又は見込まれる者を含む）原則45歳未満の独立・自営就農者に、**年間150万円**を給付します。

※最長5年間交付しますが、所得が250万円以上ある場合は対象なりません。



## 農地集積協力金 ～農地の集積を促進するため、農地の出し手に助成～

農業者戸別所得補償制度の加入者が、農地利用集積円滑化団体に委任契約し、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に6年以上、農地を貸付する場合に協力金を交付します。

### ●経営転換協力金 ※耕作放棄地の所有者は対象になりません

原則として、農業用機械（トラクター、コンバイン、田植機）を廃棄処分又は無償譲渡し、地域の中心となる経営体に農地を貸付ける場合

**0.5ha以下：30万円／戸、0.5ha超2ha以下：50万円／戸、2ha超：70万円／戸**



### ●分散錯圃解消協力金

地域の中心となる経営体に農地を貸付け、その経営体の農地を連坦化させる場合

**5千円／10a**

## スーパーL資金の無利子化

地域の中心となる経営体として人・農地プランに位置づけられた認定農業者がスーパーL資金を利用する場合、利子助成により**貸付当初5年間の金利を実質無利子化**します。

### ●内容に関するお問い合わせ先／

高松地域センター(旧香川農政事務所) 農政推進グループ TEL:087-831-8185  
香川県農協中央会指導部指導課 TEL:087-825-2503  
香川県農政水産部農業経営課 TEL:087-832-3406・087-832-3408  
香川県農政水産部農業生産流通課 TEL:087-832-3418

○当資料の「農業者戸別所得補償制度」、「人・農地プラン」に係る記載については、発行日現在の情報を基にしたものであり、今後、国が内容を変更する可能性もありますのでご留意ください。